

令和 6 年 10 月 15 日  
日 本 銀 行

## 日・インドネシア間の 二国間通貨スワップ契約の更新

日本・インドネシア間の二国間通貨スワップ契約について、両国は、現存の第 3 次契約を再更新し、その期限を延長することとし、その旨の契約文が日本国財務大臣の代理人たる日本銀行及びインドネシア中央銀行の間で交わされ、本年 10 月 14 日に発効した。本契約は、インドネシア当局が、米ドルまたは日本円と自国通貨を交換することを可能とするものである。本契約の交換上限額は変更なく、227.6 億米ドル相当である。

日本及びインドネシアは、金融セーフティネット強化を目的とした本契約が、両国間における長年の金融協力の更なる深化に資するとともに、アジア域内および国際的な金融安定に貢献することを期待する。

以 上